

平成 2 9 年度

あま市特別職報酬等審議会
会 議 資 料

目次

あま市特別職報酬等審議会委員名簿	1
市長、副市長の給与に関する法律上の規定	2
議会の議員の報酬に関する法律上の規定	2
新教育長制度に関する法律上の規定	3
特別職報酬等審議会に関する通知	4
あま市特別職報酬等審議会条例	5
あま市審議会等の会議の公開に関する要綱	7
あま市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例	10
あま市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	14
(写)新市特別職報酬等の額について (H21.12.15)	18
(写)新市特別職報酬等の額について (H26. 1.22)	22
(写)新市特別職報酬等の額について (H27.12.18)	26
市長、副市長及び教育長の職務、職責について	28
あま市議会議員の活動状況等について	29

あま市特別職報酬等審議会委員名簿

(敬称略)

	委員氏名	職名
1	大橋義弘	海部東農業協同組合代表理事組合長
2	杉本吉之	あま市シルバー人材センター会長
3	服部章平	あま市社会福祉協議会会長
4	平岩正信	あま市老人クラブ連合会会長
5	本多正洋	保護司あま分会会長
6	前田康男	あま市子ども会連絡協議会会長
7	松本治子	あま市ボランティア連絡協議会会長
8	村上千代子	あま市女性の会会長
9	山田精二	あま市商工会会長

(委員氏名:五十音順)

市長、副市長の給与に関する法律上の規定

地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

第204条（給料、手当及び旅費）

- ① 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）・・・に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。
- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、・・・、通勤手当、・・・、期末手当、・・・又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

議員の報酬に関する法律上の規定

地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

第203条（議員報酬及び費用弁償）

- ① 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。
- ② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

新教育長制度に関する法律上の規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抄）

第4条（任命）

- ① 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に關し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- ② から ⑤ 略

第5条（任期）

- ① 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、・・・残任期間とする。
- ② 略

第11条（服務等）

- ① から ③ 略
- ④ 教育長は、常勤とする。
- ⑤ 教育長は、法律又は条令に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。
- ⑥ から ⑧ 略

第13条（教育長）

- ① 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。
- ② 教育長に事故があるとき、・・・がその職務を行う。

第14条（会議）

- ① 教育委員会の会議は、教育長が招集する。
- ② から ⑨ 略

特別職報酬等審議会に関する通知

地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額については、以下の通知に基づき、特別職報酬等審議会の担当事務としている。

- ◎ 特別職の報酬等について（昭和 39 年 5 月 28 日自治給第 208 号 自治事務次官通知）
昭和 39 年 5 月 28 日
自治給発第 208 号

各 都 道 府 県 知 事 殿

自 治 事 務 次 官

特別職の報酬等について

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領によりすみやかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市（特別区を含む。）については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

記

- 1 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例準則を参考として特別職報酬審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとする。
- 2 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を機会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。
- 3 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとする。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

あま市特別職報酬等審議会条例

平成22年3月22日

条例第48号

改正 平成29年3月24日条例第5号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額(次条において「議員報酬等の額」という。)について審議するため、あま市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議員報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員はあま市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画財政部人事秘書課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年3月22日から施行する。

附 則（平成29年条例第5号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

あま市審議会等の会議の公開に関する要綱

平成23年5月16日

訓令第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、審議会等の会議を公開し、その審議の状況を市民に明らかにすることにより、審議会等の運営の透明性、公正性を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって開かれた市政の推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる審議会等)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により市が設置する機関
- (2) 専門知識の導入、市政に対する市民意見の反映等を目的として個別の要綱等により市が設置する機関。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 市の職員のみにより構成されているもの。
 - イ 関係機関の連絡調整を主な活動内容として設置されているもの。
 - ウ 特定の事業を実施するために組織する委員会等

(会議の公開の原則)

第3条 審議会等の会議は、次に掲げる場合を除き公開するものとする。

- (1) 法令又は条例の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) あま市情報公開条例(平成22年あま市条例第7号)第7条各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合

(公開又は非公開の決定)

第4条 審議会等の会議の公開又は非公開(一部非公開を含む。以下同じ。)の決定は、前条に基づき、審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。

2 審議会等は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第5条 審議会等は、会議を開催するときは、原則として当該会議の開催の前日7日までに会議の

名称、開催日時、開催場所その他の必要な事項を公表するものとする。ただし、緊急に審議会等の会議が開催される時は、開催の決定後、速やかに公表するものとする。

(公開の方法等)

第6条 審議会等は、公開で行う会議については、会場に一定の傍聴席を設け、会議を傍聴しようとするもの(以下「傍聴希望者」という。)に傍聴を認めることにより行うものとする。

2 傍聴希望者は、所定の場所で自己の氏名を傍聴受付票に記入しなければならない。

3 傍聴希望者があらかじめ定めた定員を超えるとときは、先着順により傍聴人を決定するものとする。ただし、審議会等が必要と認めるときは、抽選その他の方法によることができるものとする。

4 審議会等は、公開で行う会議については、会議が公正かつ円滑に行われるよう、別記の遵守事項を傍聴人に示すものとする。

5 傍聴者に対しては、会議の次第、議案等の資料を配布するなどの配慮をするように努めるものとする。ただし、当該資料の中に非公開情報が記載されている場合又は資料が相当量になる場合については、資料の全部又は一部を配布しないことができる。

(会議録の作成等)

第7条 審議会等は、会議の公開又は非公開に関わらず、当該会議終了後、会議の概要及び会議録を作成するものとする。

2 審議会等は、前項の規定により作成した会議の概要、会議録及び配布した会議の資料を公表するものとする。ただし、会議の概要、会議録又は会議の資料に非公開情報が記録されている場合は、この限りではない。

(公表の方法)

第8条 第5条及び前条に規定する公表は、市のホームページへの掲載及び審議会等の担当課の窓口での閲覧とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年5月16日から施行する。

別記

傍聴に当たっての遵守事項

1	みだりに自席を離れないようにしてください。
2	事務局の指定した場所以外へ立ち入ることはできません。
3	携帯電話の電源は必ず切って傍聴してください。
4	許可を得た方以外は、写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用はできません。
5	静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
6	審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
7	傍聴中、飲食及び喫煙はできません。
8	プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
9	ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で使用しないでください。
10	傍聴中の入退席はやむをえない場合を除き慎んでください。
11	銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りします。
12	その他、附属機関等の長及び事務局職員の指示に従うようお願いします。

○あま市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例

平成22年3月22日

条例第49号

改正 平成22年4月22日条例第165号

平成22年11月29日条例第187号

平成26年3月26日条例第2号

平成26年12月18日条例第20号

平成27年3月20日条例第10号

平成28年3月25日条例第11号

平成28年12月22日条例第35号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条の規定に基づき、市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 市長等の受ける給与は、給料、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

(給料)

第3条 市長等の給料の額は、次のとおりとする。

- (1) 市長 月額93万2,000円
- (2) 副市長 月額75万1,000円
- (3) 教育長 月額66万1,000円

第4条 新たに市長等となった者には、その日から給料を支給する。

2 市長等がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで給料を支給する。

3 前2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、あま市職員の給与に関する条例(平成22年あま市条例第52号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により、日割りによって計算する。

4 市長等の給料の支給日は、一般職の職員の例による。

(地域手当及び通勤手当)

第5条 市長等の地域手当及び通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。

(期末手当)

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する市長等に支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した者についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそ

の者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(第1項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、給料の月額に100分の20(役職段階別加算割

合)を乗じて得た額及び給料の月額に100分の25(管理職加算割合)を乗じて得た額を加算した

額とする。

第7条 前条に規定するもののほか、市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。

(旅費)

第8条 市長等の受ける旅費は、別表に定めるもののほか、一般職の職員の例による。

(重複給与の禁止)

第9条 市長等が他の職員の職を兼ねる場合には、その兼ねる他の職員の職に対する給与は、支給しない。

(退職手当)

第10条 退職手当の額及び支給方法については、愛知県市町村職員退職手当組合退職手当条例(昭和40年愛知県市町村職員退職手当組合条例第1号)による。

(委任)

第11条 この条例の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成22年3月22日から施行する。

附 則(平成22年条例第165号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年条例第187号)

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第2号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第20号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のあま市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前のあま市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成27年条例第10号)

(施行期日等)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に在職する教育長(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。以下同じ。)が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間については、この条例による改正後のあま市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定は、教育長には適用しない。

附 則(平成28年条例第11号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、平成28年4月

1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後のあま市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。

（期末手当の内払い）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のあま市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。（旧あま市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正）

- 4 あま市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成27年あま市条例第11号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同

条

例による改正前のあま市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例（平成22年あま市条例第51号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のあま市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（期末手当の内払い）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のあま市特別職職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

別表(第8条関係)

職名	車賃(1キロメートルにつき)	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料(1夜につき)
			甲地方	乙地方	
市長	10円	2,500円	13,100円	11,800円	2,600円
副市長及び教育長					

備考 宿泊料の欄中、甲地方とは東京都の区の存する区域、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市及び神戸市をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

○あま市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

平成22年3月22日

条例第45号

改正 平成22年4月22日条例第164号

平成23年5月13日条例第12号

平成26年3月26日条例第1号

平成26年12月18日条例第19号

平成27年3月20日条例第9号

平成27年3月20日条例第16号

平成28年3月25日条例第10号

平成28年12月22日条例第34号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定に基づき、議会の議員に対して支給する議員報酬、費用弁償及び期末手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

第2条 議員報酬の額は月額とし、その額は、別表のとおりとする。

(議員報酬の支給方法)

第3条 新たに議員となった者には、その日から議員報酬を支給し、議員報酬の額に異動を生じた者には、その日から新たに受けるべき額の議員報酬を支給する。

2 議員が任期満了、辞職、除名、議会の解散等によりその職を離れたときは、その日まで議員報酬を支給する。

3 議員報酬は、毎月一般職の職員と同日に支給する。

(日割計算の方法)

第4条 日割計算は、その月の現日数を基礎として計算する。

(費用弁償)

第5条 議員が職務を行うため旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、市長に支給する旅費の額に相当する額とする。

3 前項に定めるもののほか、議員に支給する旅費の支給方法等については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(期末手当)

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する議員に支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了したこれらの者(以下「任期が満限に達した者等」という。)についても同様とする。ただし、基準日以前6箇月の間全く職務に従事しない者については、この限りでない。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

(期末手当の支給方法)

第7条 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。

(委任)

第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、合併前の七宝町議会、美和町議会又は甚目寺町議会の議員で、引き続き本市議会の議員(在任の特例期間(市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第9条第1項第1号の規定による期間をいう。)に在職する者に限る。以下次項において同じ。)となったものの議員報酬の額については、第2条の規定にかかわらず、合併前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和40年七宝町条例第1号。以下次項において「合併前の七宝町条例」という。)、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和36年美和町条例第4号)又は甚目寺町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和41年甚目寺町条例第2号)(以下これらを「合併前の条例」という。)

の例による。

- 3 施行日の前日において、合併前の七宝町議会の議員で、引き続き本市議会の議員となったものの期末手当の額については、第6条第2項の規定にかかわらず、合併前の七宝町条例の例による。
- 4 第6条第2項及び前項の規定の適用については、これらに規定する在職期間に合併前の七宝町議会、美和町議会又は基目寺町議会の議員としての在職期間を通算する。
- 5 施行日の前日までに、合併前の条例の規定により支給し、又は弁償すべき理由を生じた議員報酬又は費用弁償については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成22年条例第164号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第19号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のあま市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前のあま市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成27年条例第9号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第16号)

この条例は、平成27年5月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第10号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第34号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のあま市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のあま市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

別表(第2条関係)

区分	議員報酬月額
議長	516,000円
副議長	451,000円
議員	405,000円



平成21年12月15日

七宝・美和・甚目寺町合併協議会

会長 近藤 智 殿

七宝・美和・甚目寺町合併協議会

新市特別職報酬等審議会

委員長 佐藤 敬 治

新市特別職報酬等の額について（答申）

この度の七宝町、美和町及び甚目寺町の合併により、新たに新設される「あま市」の市長を始めとする特別職の報酬等について、当審議会に意見を求められ、審議をいたしました。

昨今の社会経済情勢のもと、更なる地域の発展をめざして、この3町が合併を選択したことは、大きな前進と希望を強く感じるのですが、国・地方を通じて財政状況が逼迫する中、実際の施策の推進に当たっては、これまで以上の厳しさが求められてまいります。

したがって、新たな市の市長を始めとする特別職の職責は極めて重く、これに見合った報酬等が必要であると考えます。

しかしながら、その一方で我々は、市町村合併の本来の目的や理念を十分認識しなければなりません。

そこで、

- ・ 新市を取り巻く社会経済情勢は依然として厳しい状況にあること
- ・ 市町村合併という特殊な状況下において、新市民の理解が得られるものであること
- ・ 県内及び近隣の市、同規模の類似団体の状況
- ・ 一般職の職員給与の状況

等を総合的に審議し、本答申の額とすることが適当であるとの結論に達しましたので、下記のとおり答申します。

記

1 新市の特別職の報酬等の額については、次のとおりとすることが適当と考えます。

役 職 等		報 酬 等 の 額		
三 役	市長及び市長職務執行者	月額 930,000円		
	副市長	月額 750,000円		
	教育長	月額 660,000円		
議会議員	在任特例 期間中	議 長	3町それぞれの現行のとおりとする。 ※ 議長、副議長、委員長を含め、 合併前に所属した町の報酬額とする。	
		副議長		
		委員長		常任委員会委員長
		議会運営委員会委員長		
	議 員			
	在任特例 期間後	議 長		月額 515,000円
		副議長		月額 450,000円
		委員長		常任委員会委員長
議会運営委員会委員長				
議 員	月額 405,000円			
教育委員会	委員長	月額 50,000円		
	委 員	月額 40,000円		
選挙管理委員会	委員長	月額 13,000円		
	委 員	月額 12,000円		
監査委員	学識経験者	月額 70,000円		
	議会選出	月額 25,000円		
農業委員会 ※在任特例期間後	会 長	月額 36,000円		
	副会長	月額 30,000円		
	委 員	月額 24,000円		
その他日額報酬		日額(3時間超) 10,000円 日額(3時間以内) 5,500円		

2 上記1のとおり答申いたしますが、ここに一文、議員報酬（在任特例期間中）について新市特別職報酬等審議会としての意見を付記します。

(1) 今回の在任特例期間中の議員報酬につきましては、本書の如く答申いたしました。現議員の皆さんは、先の選挙におきまして各町の報酬条例のもと、町民の意思にて負託をされたものであります。この住民の負託は最大限に尊重すべきものと考えます。よって在任特例期間中においては、役職を含め、現行通りの報酬が妥当であると判断いたしました。

(2) 昨今の経済状況は、賃金の低下や失業率の上昇など、住民生活全般において非常に厳しい局面にあります。そうした中、在任特例期間中の議員報酬が3町の議員で差異が生じる点について厳しく憂慮するところです。

しかしながら(1)及び新市の財政・住民心情等様々な面から議論して、当審議会として苦渋の判断をいたしました。特段のご理解を頂けましたら幸いです。

結びに、特別職の皆様の更なるリーダーシップの下、新市のより一層の発展と住民の幸せを切に願います。

新市特別職報酬等審議会

委員長	佐藤敬治
副委員長	吉川朝博
委員	堀田幹夫
委員	山田清二
委員	安原昇
委員	前田重廣
委員	中嶋政明
委員	桑原美智子
委員	後藤弘
委員	後藤輝男
委員	村上千代子
委員	三輪幸吉



平成26年1月22日

あま市長 村上 浩司 殿

あま市特別職報酬等審議会

会長 青木 精三



あま市特別職報酬等の額について（答申）

平成25年12月19日付け25あ人第138号で諮問されたあま市特別職の報酬及び給料の額の改定案について、当審議会は慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申する。

記

1 はじめに

平成25年12月19日、当審議会は、特別職の報酬及び給料の改定予定額について、貴職より意見を求められた。

当審議会は、平成22年3月22日のあま市発足から約4年が経過する中で初めて開催される審議会である。

よって、当審議会では、この4年間の社会経済状況の変化や一般職員の給与改定状況など本市を取巻く様々な状況の変化について注視し、検討を重ね次のような結論に達した。

については、答申の結論のみならず付帯意見をも十分に尊重され、今後の行政運営に生かされるよう要望する。

2 結論

特別職の報酬等については、諮問のとおり減額改定することが適当である。

(1)市議会議員

職名	現行月額(円)	改定月額(円)	差額(円)
議長	515,000	513,000	△2,000
副議長	450,000	448,000	△2,000

委員長	420,000	418,000	△2,000
議員	405,000	403,000	△2,000

(2) 市長・副市長

職名	現行月額(円)	改定月額(円)	差額(円)
市長	930,000	926,000	△4,000
副市長	750,000	747,000	△3,000

3 改定の実施時期

平成26年4月1日

4 考え方

(1) 市議会議員の報酬について

議員活動は、議会開会中の活動はもちろんのこと、日常においても市民の代表者として多くの課題に積極的に対処するため、情報の収集や調査等その活動範囲は年々広がっている。また、多様化する市民ニーズへの対応のため広い視野と専門知識の研鑽は、欠くことができない。

議員の報酬は、こうした議員活動に専念するためにも相応の報酬が必要であるが、市長及び副市長の給料と同じく社会経済情勢等の状況も考慮する必要がある。

こうしたことから、市長及び副市長の給料改定率と同様な引き下げを行うべきであり、諮問のとおり減額することが適当であるとの判断にいたった。

(2) 市長及び副市長の給料について

市政運営の重責を担う市長、副市長の給料は、その職務の内容や責任の度合いを考慮しつつ、一般職の給料との比較においてもその均衡が配慮されることは当然のことであり、また、県内各市の状況等を総合的に勘案したうえで決定すべきものである。

こうしたことから、諮問されたとおり、あま市発足の平成22年から本年までの人事院勧告の行政職（一）の引下率の合計である約0.4パーセント（平成22年△0.19%、平成23年△0.23%、平成24年0%、平成25年0%）に準拠した引き下げとすることが適当であると判断した。

5 付帯意見

- (1) 市議会におかれては、今後も自主的な判断により適正な議会運営に努められ、あま市を取巻く社会情勢や他団体の動向を踏まえ、議員定数等について常に適正化の検討が行われることに期待する。

また、より充実した議員活動を行うため、必要に応じて政務活動費等の環境を整えられることも検討されたい。

- (2) 審議会の開催時期については、現在「不定期」の開催となっているが、今後は、社会情勢や市の財政状況の変化などに的確に対応できるよう、定期的（原則、2年ごと）に報酬等の額が妥当であるかどうかの確認を行い、見直しの必要がある場合は直ちに審議会を開催し、意見を求めるよう配慮されたい。

あま市特別職報酬等審議会

会 長 青 木 精 三

会長職務代理 青 木 敏 己

委 員 伊 藤 孝 文

委 員 北 野 まり子

委 員 中 嶋 政 明

委 員 野 村 忠 義

委 員 村 上 千 代子

委 員 渡 邊 みどり



平成27年12月18日

あま市長 村上 浩司 殿

あま市特別職報酬等審議会

会長 山田 精二



特別職報酬等の額について（答申）

平成27年10月26日付け27あ人第113号で諮問されたあま市特別職の報酬及び給料の額の改定案について、当審議会は慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申する。

記

当審議会は、提出された資料を基に平成22年3月22日のあま市発足から約4年が経過した平成25年度に開催された前回審議会以後の地域経済の状況の変化、県内他市の特別職の報酬等の改定状況、財政状況の推移等諸情勢について総合的に勘案し公平公正な立場で慎重に審議を行った結果、特別職の報酬等については、諮問のとおり増額改定することが適当であるとの結論に至った。

(1)市議会議員

職名	現行月額(円)	改定月額(円)	差額(円)
議長	513,000	516,000	3,000
副議長	448,000	451,000	3,000
議員	403,000	405,000	2,000

(2)市長・副市長

職名	現行月額(円)	改定月額(円)	差額(円)
市長	926,000	932,000	6,000
副市長	747,000	751,000	4,000

改定の実施時期

平成28年4月1日

あま市特別職報酬等審議会

会 長 山 田 精 二

会長職務代理 前 田 康 男

委 員 阿 部 紀 男

委 員 大 橋 義 弘

委 員 杉 本 吉 之

委 員 服 部 章 平

委 員 松 本 治 子

委 員 宮 崎 文 隆

委 員 村 上 千 代 子

【市長・副市長・教育長の職務・職責について】

一般職、特別職について《参考：橋本勇「新版 逐条地方公務員法」(学陽書房)》

	一般職	特別職
指揮命令関係	上司の命令に従って職務を遂行する	法律や自己の学識経験等に従って自らの判断と責任で職務を遂行する
専務職	もっぱら地方公務員としての職務に従事する	他の職務を有することも妨げられない
終身職	定年に達するまでの勤務が想定されている	一定の任期が定められている
成績主義	受験成績、勤務成績など客観的な能力の実証に基づいて採用、昇任などが行なわれる	選挙、任命権者との信頼関係、特定の知識経験等に基づいて当該職に就く
政治職	政治的な中立性が要求される	政治的な中立性は要求されない

市長、副市長及び教育長について

	市長	副市長	教育長
選任	・公選	・市長が議会の同意を得て選任 ・市長の補助機関	・市長が議会の同意を得て任命
任期	4年	4年	3年
退任	・失職 ・退職申出 ・住民の解職請求 ・議会の不信任請求	・失職 ・退職申出 ・住民の解職請求	・失職 ・退職申出 ・住民の解職請求
職務	・市を統轄し代表する ・市の事務を管理し執行する	・市長の補佐 ・市長の命令を受け政策及び企画をつかさどる ・職員の担任する事務を監督 ・市長の職務の代理 ・市長から委任を受けその権限に属する事務の一部を執行	・教育委員会の会務を総理 ・市がなすべき責を有する職務にのみ従事 ・教育委員会の会議招集

あま市議会議員の活動状況等（1月1日～12月31日）

区	会議開催状況			特別委員会	その他の会合	審議案件																
	定例会	臨時会	合計																			
分	議員定数																					
	開催回数	4	2	2	6	18																
	会期延日数	90	2	2	15	0																
	本会議開会延日数	16	2	2	0	0																
	開催回数																					
	会期延日数																					
	本会議開会延日数																					
	開催回数																					
	会期延日数																					
	委員数																					
	会期中開催延日数																					
	閉会中開催延日数																					
委員協議会開催日数																						
議会運営委員会開催回数																						
その他の会議																						
市長提出付議案件																						
議員提出付議案件																						
請願・陳情等																						
平成27年	24	4	90	16	2	2	2	2	6	18	3	15	0	2	8	9	6	16	0	113	12	51
平成28年	24	4	91	17	1	1	1	1	5	18	3	11	0	1	4	8	8	12	1	109	8	33

平成27年度普通会計決算等状況（愛知県内都市集計結果）

資料 2

（単位：千円）

市名	市類型	歳入総額	歳出総額	積立基金現在高	うち			地方債現在高	財政力指数 (3か年平均)	実質収支比率 (%)	経常収支比率 (%)	実質 赤字比率 (%)	連結実質 赤字比率 (%)	実質 公債費比率 (%)	将来 負担比率 (%)
					うち 財政調整基金	うち 減債基金	うち 特定目的基金								
あま市	Ⅱ-2	27,907,593	26,783,698	9,119,758	4,504,203	450,408	4,165,147	19,359,860	0.78	5.9	87.1	-	-	6.3	7.7
豊橋市	中核市	122,543,337	118,074,888	8,280,232	7,167,648	148,717	963,867	99,831,707	0.96	5.9	87.0	-	-	6.6	40.1
岡崎市	中核市	123,761,912	118,432,634	30,222,088	12,979,924	0	17,242,164	63,116,416	0.99	6.7	84.4	-	-	△ 1.5	-
一宮市	特例市	117,568,712	114,494,731	9,198,203	4,936,615	49,929	4,211,659	101,343,846	0.83	4.0	85.6	-	-	3.7	47.1
瀬戸市	Ⅲ-2	38,605,089	36,415,548	3,600,000	5,859,941	45,986	2,213,955	24,031,777	0.85	7.1	81.9	-	-	1.2	-
半田市	Ⅲ-2	39,777,531	38,267,188	6,587,197	4,189,109	35,278	2,362,810	19,334,520	0.96	4.6	85.8	-	-	2.7	-
春日井市	特例市	98,551,416	94,992,106	8,798,045	5,719,957	2,500	3,075,588	79,399,464	0.97	5.4	92.2	-	-	6.3	60.4
豊川市	Ⅳ-2	64,485,166	60,510,556	15,069,421	8,635,182	95,562	6,338,677	49,114,188	0.89	8.8	87.5	-	-	2.1	-
津島市	Ⅱ-2	20,934,197	19,473,347	1,822,199	1,632,708	11,106	178,385	16,591,033	0.73	11.0	83.2	-	-	5.9	40.2
碧南市	Ⅱ-2	30,764,181	29,014,895	6,262,187	4,777,673	6,712	1,477,802	9,876,969	1.08	8.0	84.0	-	-	0.9	-
刈谷市	Ⅲ-2	59,798,514	53,449,805	20,004,903	10,736,756	0	9,268,147	8,404,994	1.31	13.5	75.8	-	-	△ 0.7	-
豊田市	中核市	193,979,299	186,664,575	74,685,358	31,000,000	2,140,000	41,545,358	72,939,778	1.11	4.8	66.5	-	-	4.3	-
安城市	Ⅳ-2	65,168,795	61,878,743	29,189,429	6,442,229	0	22,747,200	17,021,964	1.24	6.6	75.9	-	-	1.8	-
西尾市	Ⅳ-2	54,762,060	52,548,727	6,959,087	6,041,328	42,886	874,873	35,582,855	0.98	5.7	88.2	-	-	4.0	15.3
蒲郡市	Ⅱ-2	29,708,099	27,139,137	6,059,314	3,231,900	271,900	2,555,514	28,148,058	0.86	12.4	88.9	-	-	△ 1.3	-
犬山市	Ⅱ-2	26,844,338	25,608,974	3,073,329	1,469,959	764	1,602,606	20,563,196	0.91	7.6	89.5	-	-	4.2	29.2
常滑市	Ⅱ-2	21,601,617	20,751,063	2,216,484	1,800,000	0	416,484	23,100,984	0.97	5.8	95.8	-	-	14.7	107.3
江南市	Ⅲ-2	28,390,521	27,278,322	3,814,542	2,771,193	0	1,043,349	23,845,628	0.81	5.9	83.8	-	-	4.2	25.9
小牧市	Ⅳ-2	52,907,045	50,971,835	20,885,619	7,131,970	0	13,753,649	14,320,368	1.15	4.5	82.4	-	-	0.0	-
稲沢市	Ⅲ-1	49,727,101	47,302,302	10,225,229	2,915,310	614,054	6,695,865	42,280,341	0.92	7.0	87.0	-	-	3.9	15.8
新城市	Ⅰ-2	24,147,885	22,858,543	7,318,492	2,655,385	725,964	3,937,143	22,726,071	0.62	7.4	88.4	-	-	6.3	25.1
東海市	Ⅲ-2	47,929,083	45,405,194	6,857,612	5,167,590	0	1,690,022	23,698,333	1.26	7.9	81.5	-	-	1.5	33.9
大府市	Ⅱ-2	27,555,812	26,579,648	8,585,811	5,447,232	133,795	3,004,784	8,900,106	1.06	5.1	85.4	-	-	△ 2.1	-
知多市	Ⅱ-2	26,315,821	25,048,654	4,414,812	2,268,902	0	2,145,910	15,692,484	0.96	7.5	86.1	-	-	△ 2.8	33.2
知立市	Ⅱ-2	23,004,495	22,111,235	4,878,729	2,396,835	201,045	2,280,849	17,291,379	0.97	6.6	90.5	-	-	1.3	-
尾張旭市	Ⅱ-3	23,623,837	22,669,089	3,924,291	2,266,956	11,147	1,646,188	17,704,405	0.92	5.2	91.9	-	-	3.4	0.9
高浜市	Ⅰ-2	14,868,174	14,260,479	2,966,648	1,854,030	3,169	1,109,449	7,656,971	0.98	6.3	88.0	-	-	1.0	-
岩倉市	Ⅰ-3	15,879,254	14,727,993	2,221,939	925,731	531,268	764,940	11,410,568	0.80	12.6	80.9	-	-	4.8	42.0
豊明市	Ⅱ-2	22,233,455	20,677,386	3,950,575	3,080,456	48	870,071	13,498,915	0.91	10.4	83.0	-	-	0.1	-
日進市	Ⅱ-3	24,187,036	22,902,116	3,483,890	1,868,655	13,447	1,601,788	13,258,283	1.00	7.7	82.6	-	-	2.6	-
田原市	Ⅱ-0	33,020,581	30,564,259	13,057,025	6,474,080	0	6,582,945	21,349,638	0.95	10.8	77.4	-	-	7.7	-
愛西市	Ⅱ-1	23,538,876	22,467,762	14,545,205	7,080,692	376,799	7,087,714	22,891,889	0.64	6.6	83.1	-	-	4.4	-
清須市	Ⅱ-2	24,552,229	23,717,779	6,511,497	2,076,337	629,702	3,805,458	17,312,421	0.95	4.6	83.5	-	-	2.6	-
北名古屋	Ⅱ-2	30,433,305	29,170,347	3,280,571	1,839,848	0	1,440,723	26,859,314	0.97	7.0	90.7	-	-	3.0	12.6
弥富市	Ⅰ-1	14,956,965	14,294,077	2,789,482	2,029,037	172,686	587,759	10,995,478	0.98	5.0	82.7	-	-	6.6	45.6
みよし市	Ⅱ-2	29,286,459	27,041,574	16,175,404	6,522,340	143,172	9,509,892	9,170,640	1.16	12.4	71.0	-	-	2.5	-
長久手市	Ⅱ-3	20,670,896	19,249,397	5,065,721	1,519,696	4,179	3,541,846	8,434,209	1.04	9.5	82.5	-	-	△ 1.5	-
合計(37市)		1,693,990,686	1,613,798,606	388,360,269	187,157,466	6,862,223	194,340,580	1,037,059,050	35.47	273.8	3,121.7	-	-	-	-
平均(37市)		45,783,532	43,616,179	10,496,223	5,058,310	185,465	5,252,448	28,028,623	0.96	7.4	84.4	-	-	3.0	34.3

特別職報酬等一覧表

資料 3

平成29年4月1日現在
(単位：円)

団体名	市 長															適用年月日	備 考	
	(年額ベース)		(月額ベース)				国基準	(各種手当額等)										
	年額【A*12+B】	順位	月額【A】 <small>(基本月額+手当)</small>	順位	基本月額	順位		地域 (%)	地域 (%)	地域手当額	役職加算 (%)	役職加算手当額	管理職加算 (%)	管理職加算手当額	期末割合 (月数)			期末手当額【B】
1	あま市	16,428,830	22	987,920	22	932,000	25	6	6	55,920	20	186,400	25	233,000	3.25	4,573,790	H28.4.1	
2	豊橋市	18,753,744	7	1,123,730	7	1,091,000	3	3	3	32,730	20	224,746	25	272,750	3.25	5,268,984	H16.4.1	
3	岡崎市	20,248,146	2	1,216,440	2	1,116,000	2	6	9	100,440	20	223,200	25	279,000	3.25	5,650,866	H28.4.1	
4	一宮市	19,115,153	5	1,146,920	5	1,082,000	4	3	6	64,920	20	216,400	25	270,500	3.25	5,352,113	H27.4.1	
5	瀬戸市	17,454,560	15	1,047,280	15	988,000	17	6	6	59,280	20	197,600	25	247,000	3.25	4,887,200	H24.4.1	
6	半田市	17,648,400	14	1,056,000	14	1,056,000	9	3			45	475,200			3.25	4,976,400	H29.4.1	
7	春日井市	17,748,675	11	1,062,000	12	1,062,000	8	6			20	212,400	25	265,500	3.25	5,004,675	H27.4.1	
8	豊川市	17,865,662	10	1,069,000	10	1,069,000	7	6			45	481,050			3.25	5,037,662	H22.4.1	
9	津島市	15,141,525	30	906,000	31	906,000	31	6			20	181,200	25	226,500	3.25	4,269,525	H28.4.1	
10	碧南市	17,719,499	12	1,063,180	11	1,003,000	14	6	6	60,180	20	212,636	25	250,750	3.25	4,961,339	H28.4.29	
11	刈谷市	19,468,321	3	1,172,760	3	1,011,000	12	16	16	161,760	20	234,552	25	252,750	3.25	5,395,201	H29.4.1	
12	豊田市	21,740,588	1	1,309,640	1	1,129,000	1	16	16	180,640	20	259,670	25	282,250	3.25	6,024,908	H23.4.1	
13	安城市	19,253,597	4	1,158,080	4	1,034,000	11	6	12	124,080	20	206,800	25	258,500	3.25	5,356,637	H27.4.1	
14	西尾市	18,430,617	8	1,107,700	8	1,007,000	13	10	10	100,700	20	221,540	25	251,750	3.25	5,138,217	H24.4.1	
15	蒲郡市	15,492,487	27	927,000	29	927,000	28	-	-		20	185,400	25	231,750	3.25	4,368,487	H22.4.1	
16	犬山市	17,030,505	18	1,021,840	18	964,000	21	6	6	57,840	20	192,800	25	241,000	3.25	4,768,425	H25.4.1	
17	常滑市	14,808,684	31	946,000	26	946,000	24	3			20	189,200	25	236,500	3.15	3,456,684	H28.4.1	H29.4.1～H30.3.31 ▲20%
18	江南市	16,060,712	24	961,000	24	961,000	22	6			20	192,200	25	240,250	3.25	4,528,712	H11.4.1	
19	小牧市	18,991,488	6	1,139,500	6	1,075,000	5	3	6	64,500	20	215,000	25	268,750	3.25	5,317,488	H12.4.1	
20	稲沢市	16,595,512	20	993,000	20	993,000	15	6			20	198,600	25	248,250	3.25	4,679,512	H28.4.1	
21	新城市	13,919,156	36	833,000	36	833,000	36	-			20	166,600	25	208,250	3.25	3,923,156	H26.1.1	H26.1.1～H29.10.31 ▲10%
22	東海市	17,882,375	9	1,070,000	9	1,070,000	6	6			20	214,000	25	267,500	3.25	5,042,375	H27.4.1	
23	大府市	17,330,862	17	1,037,000	17	1,037,000	10	6			20	207,400	25	259,250	3.25	4,886,862	H27.4.1	
24	知多市	17,661,912	13	1,061,500	13	965,000	20	10	10	96,500	20	193,000	25	241,250	3.25	4,923,912	H28.4.1	
25	知立市	14,003,404	35	837,900	35	837,900	34	10			20	167,580	25	209,475	3.25	3,948,604	H29.4.1	H29.4.1～H30.3.31▲10%
26	尾張旭市	17,366,169	16	1,041,980	16	983,000	18	6	6	58,980	20	196,600	25	245,750	3.25	4,862,409	H29.4.1	
27	高浜市	12,503,627	37	720,800	37	720,800	37	-			20	144,160	25	180,200	2.95	3,854,027	H29.4.1	H29.4.1～H30.3.31 ▲20%
28	岩倉市	15,283,511	29	959,330	25	959,330	23	6			45	431,699			3.25	3,771,551	H28.4.1	H28.4.1～H28.5.31▲13% H28.6.1～H30.3.31▲3%
29	豊明市	14,751,360	33	886,500	33	886,500	32	15			20	177,300	25	221,625	3.20	4,113,360	H24.4.1	H28.4.1～ ▲10%
30	日進市	16,578,800	21	992,000	21	992,000	16	16			45	446,400			3.25	4,674,800	H29.4.1	
31	田原市	14,786,859	32	887,220	32	837,000	35	6	6	50,220	20	167,400	25	209,250	3.25	4,140,219	H27.7.1	H27.7.1～ ▲10%
32	愛西市	15,559,337	25	931,000	27	931,000	26	6			20	186,200	25	232,750	3.25	4,387,337	H29.4.1	
33	清須市	15,375,500	28	920,000	30	920,000	30	10			45	414,000			3.25	4,335,500	H17.7.7	
34	北名古屋	16,328,112	23	977,000	23	977,000	19	6			20	195,400	25	244,250	3.25	4,604,112	H27.4.1	
35	弥富市	15,559,337	25	931,000	27	931,000	26	6			20	186,200	25	232,750	3.25	4,387,337	H28.10.1	
36	みよし市	16,893,207	19	1,015,300	19	923,000	29	10	10	92,300	20	184,600	25	230,750	3.25	4,709,607	H24.4.1	
37	長久手市	14,324,200	34	880,000	34	880,000	33	10			45	396,000			2.95	3,764,200	H25.4.1	
	県内平均	16,813,633	-	1,011,350	-	973,933	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,685,032	-	

☆基本月額等の数値は、給与実態調査交換資料に基づいた数値です。

特別職報酬等一覧表

平成29年4月1日現在
(単位：円)

団体名	副市長															適用年月日	備考	
	(年額ベース)		(月額ベース)				国基準	(各種手当額等)										
	年額【A*12+B】	順位	月額【A】 (基本月額+手当)	順位	基本月額	順位		地域 (%)	地域 (%)	地域手当額	役職加算 (%)	管理職加算手当額	管理職加算 (%)	管理職加算手当額	期末割合 (月数)			期末手当額【B】
1	あま市	13,238,253	25	796,060	25	751,000	32	6	6	45,060	20	150,200	25	187,750	3.25	3,685,533	H28.4.1	
2	豊橋市	15,728,392	5	942,450	5	915,000	3	3	3	27,450	20	188,490	25	228,750	3.25	4,418,992	H16.4.1	
3	岡崎市	17,000,459	2	1,021,330	2	937,000	2	6	9	84,330	20	187,400	25	234,250	3.25	4,744,499	H28.4.1	
4	一宮市	15,705,517	6	942,340	6	889,000	4	3	6	53,340	20	177,800	25	222,250	3.25	4,397,437	H27.4.1	
5	瀬戸市	14,327,620	15	859,660	15	811,000	17	6	6	48,660	20	162,200	25	202,750	3.25	4,011,700	H24.4.1	
6	半田市	14,523,163	11	869,000	12	869,000	9	3			45	391,050			3.25	4,095,163	H29.4.1	
7	春日井市	14,823,987	8	887,000	8	887,000	5	6			20	177,400	25	221,750	3.25	4,179,987	H27.4.1	
8	豊川市	14,606,725	10	874,000	10	874,000	8	6			45	393,300			3.25	4,118,725	H22.4.1	
9	津島市	12,718,213	31	761,000	32	761,000	29	6			20	152,200	25	190,250	3.25	3,586,213	H28.4.1	
10	碧南市	14,521,862	12	871,320	11	822,000	13	6	6	49,320	20	174,264	25	205,500	3.25	4,066,022	H28.4.29	
11	刈谷市	15,944,381	3	960,480	3	828,000	12	16	16	132,480	20	192,096	25	207,000	3.25	4,418,621	H29.4.1	
12	豊田市	18,312,931	1	1,103,160	1	951,000	1	16	16	152,160	20	218,730	25	237,750	3.25	5,075,011	H23.4.1	
13	安城市	15,752,943	4	947,520	4	846,000	11	6	12	101,520	20	169,200	25	211,500	3.25	4,382,703	H27.4.1	
14	西尾市	14,404,067	13	865,700	13	787,000	22	10	10	78,700	20	173,140	25	196,750	3.25	4,015,667	H22.4.1	
15	蒲郡市	13,052,462	26	781,000	27	781,000	24	-	-		20	156,200	25	195,250	3.25	3,680,462	H22.4.1	
16	犬山市	14,133,200	17	848,000	17	800,000	18	6	6	48,000	20	160,000	25	200,000	3.25	3,957,200	H25.4.1	
17	常滑市	12,308,841	33	775,000	28	775,000	25	3			20	155,000	25	193,750	3.15	3,008,841	H28.4.1	H29.4.1～H30.3.31 ▲15%
18	江南市	13,637,400	21	816,000	21	816,000	15	6			20	163,200	25	204,000	3.25	3,845,400	H24.4.1	
19	小牧市	15,599,520	7	935,980	7	883,000	6	3	6	52,980	20	176,600	25	220,750	3.25	4,367,760	H12.4.1	
20	稲沢市	13,670,825	20	818,000	20	818,000	14	6			20	163,600	25	204,500	3.25	3,854,825	H28.4.1	
21	新城市	12,952,187	28	775,000	28	775,000	25	-			20	155,000	25	193,750	3.25	3,652,187	H17.10.1	
22	東海市	14,690,287	9	879,000	9	879,000	7	6			20	175,800	25	219,750	3.25	4,142,287	H27.4.1	
23	大府市	14,322,612	16	857,000	16	857,000	10	6			20	171,400	25	214,250	3.25	4,038,612	H27.4.1	
24	知多市	14,404,067	13	865,700	13	787,000	22	10	10	78,700	20	157,400	25	196,750	3.25	4,015,667	H28.4.1	
25	知立市	11,998,907	35	717,960	35	717,960	35	10			20	143,592	25	179,490	3.25	3,383,387	H29.4.1	H29.4.1～H30.3.31 ▲7%
26	尾張旭市	13,921,201	19	835,280	19	788,000	21	6	6	47,280	20	157,600	25	197,000	3.25	3,897,841	H29.4.1	
27	高浜市	11,293,047	37	674,100	37	674,100	37	-			20	134,820	25	168,525	2.95	3,203,847	H29.4.1	H29.4.1～H30.3.31 ▲10%
28	岩倉市	12,976,840	27	791,520	26	791,520	20	6			45	356,184			3.25	3,478,600	H28.4.1	H28.4.1～H28.5.31 ▲13% H28.6.1～H30.3.31 ▲3%
29	豊明市	12,040,704	34	723,600	34	723,600	34	15			20	144,720	25	180,900	3.20	3,357,504	H24.4.1	H28.4.1～ ▲10%
30	日進市	13,620,688	22	815,000	22	815,000	16	16			45	366,750			3.25	3,840,688	H29.4.1	
31	田原市	13,426,540	23	805,600	23	760,000	31	6	6	45,600	20	152,000	25	190,000	3.25	3,759,340	H16.4.1	
32	愛西市	12,868,625	29	770,000	30	770,000	27	6			20	154,000	25	192,500	3.25	3,628,625	H29.4.1	
33	清須市	12,534,375	32	750,000	33	750,000	33	10			45	337,500			3.25	3,534,375	H17.7.7	
34	北名古屋	13,370,000	24	800,000	24	800,000	18	6			20	160,000	25	200,000	3.25	3,770,000	H27.4.1	
35	弥富市	12,868,625	29	770,000	30	770,000	27	6			20	154,000	25	192,500	3.25	3,628,625	H28.10.1	
36	みよし市	13,928,202	18	837,100	18	761,000	29	10	10	76,100	20	152,200	25	190,250	3.25	3,883,002	H24.4.1	
37	長久手市	11,670,967	36	717,000	36	717,000	36	10			45	322,650			2.95	3,066,967	H25.4.1	
	県内平均	13,970,233	-	839,429	-	809,113	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,897,090	-	

☆基本月額等の数値は、給与実態調査交換資料に基づいた数値です。

特別職報酬等一覧表

平成29年4月1日現在
(単位：円)

団体名	教 育 長																適用年月日	備 考
	(年額ベース)		(月額ベース)				国基準	(各種手当額等)										
	年額【A*12+B+C】	順位	月額【A】 (基本月額+手当)	順位	基本月額	順位		地域 (%)	地域 (%)	地域手当額	役職加算 (%)	役職加算手当額	管理職加算 (%)	管理職加算手当額	期末割合 (月数)	期末手当額【B】		
1	あま市	11,651,778	27	700,660	26	661,000	35	6	6	39,660	20	132,200	25	165,250	3.25	3,243,858	H28.4.1	
2	豊橋市	12,204,545	21	731,300	21	710,000	19	3	3	21,300	20	146,260	25	177,500	3.25	3,428,945	H18.4.1	
3	岡崎市	13,462,477	6	808,780	6	742,000	9	6	9	66,780	20	148,400	25	185,500	3.25	3,757,117	H28.4.1	
4	一宮市	14,663,195	2	879,800	2	830,000	1	3	6	49,800	20	166,000	25	207,500	3.25	4,105,595	H27.4.1	
5	瀬戸市	12,737,720	14	764,260	14	721,000	15	6	6	43,260	20	144,200	25	180,250	3.25	3,566,600	H24.3.30	
6	半田市	12,868,625	11	770,000	11	770,000	4	3			45	346,500			3.25	3,628,625	H29.4.1	
7	春日井市	12,918,762	10	773,000	10	773,000	3	6			20	154,600	25	193,250	3.25	3,642,762	H27.4.1	
8	豊川市	12,835,200	13	768,000	13	768,000	6	6			45	345,600			3.25	3,619,200	H28.4.1	
9	津島市	11,364,500	29	680,000	30	680,000	29	6			20	136,000	25	170,000	3.25	3,204,500	H28.10.1	
10	碧南市	12,631,547	16	757,900	16	715,000	17	6	6	42,900	20	151,580	25	178,750	3.25	3,536,747	H28.4.29	
11	刈谷市	13,691,371	5	824,760	5	711,000	18	16	16	113,760	20	164,952	25	177,750	3.25	3,794,251	H29.4.1	
12	豊田市	14,692,709	1	885,080	1	763,000	7	16	16	122,080	20	175,490	25	190,750	3.25	4,071,749	H23.4.1	
13	安城市	13,853,652	4	833,280	3	744,000	8	6	12	89,280	20	148,800	25	186,000	3.25	3,854,292	H27.4.1	
14	西尾市	13,141,195	8	789,800	8	718,000	16	10	10	71,800	20	157,960	25	179,500	3.25	3,663,595	H24.4.1	
15	蒲郡市	11,648,612	28	697,000	27	697,000	24	-	-		20	139,400	25	174,250	3.25	3,284,612	H22.4.1	
16	犬山市	12,543,215	17	752,600	17	710,000	19	6	6	42,600	20	142,000	25	177,500	3.25	3,512,015	H25.4.1	
17	常滑市	11,164,750	34	693,000	29	693,000	26	3			20	138,600	25	173,250	3.15	2,848,750	H28.4.1	H29.4.1～H30.3.31 ▲10%
18	江南市	12,149,987	23	727,000	23	727,000	13	6			20	145,400	25	181,750	3.25	3,425,987	H24.4.1	
19	小牧市	13,055,544	9	783,340	9	739,000	10	3	6	44,340	20	147,800	25	184,750	3.25	3,655,464	H12.4.1	
20	稲沢市	12,250,262	19	733,000	19	733,000	11	6			20	146,600	25	183,250	3.25	3,454,262	H28.4.1	
21	新城市	11,364,500	29	680,000	30	680,000	29	-			20	136,000	25	170,000	3.25	3,204,500	H17.10.1	
22	東海市	13,871,375	3	830,000	4	830,000	1	6			20	166,000	25	207,500	3.25	3,911,375	H27.5.30	
23	大府市	12,868,625	11	770,000	11	770,000	4	6			20	154,000	25	192,500	3.25	3,628,625	H27.4.1	
24	知多市	13,251,010	7	796,400	7	724,000	14	10	10	72,400	20	144,800	25	181,000	3.25	3,694,210	H28.4.1	
25	知立市	11,097,936	35	664,050	35	664,050	34	10			20	132,810	25	166,013	3.25	3,129,336	H29.4.1	H29.4.1～H30.3.31 ▲5%
26	尾張旭市	12,490,214	18	749,420	18	707,000	22	6	6	42,420	20	141,400	25	176,750	3.25	3,497,174	H29.4.1	
27	高浜市	9,679,755	37	577,800	37	577,800	37	-			20	115,560	25	144,450	2.95	2,746,155	H29.4.1	H29.4.1～H30.3.31 ▲10%
28	岩倉市	11,708,390	25	694,520	28	694,520	25	6			45	312,534			3.25	3,374,150	H28.4.1	H28.4.1～H30.3.31 ▲3%
29	豊明市	11,697,920	26	703,000	25	703,000	23	15			20	140,600	25	175,750	3.20	3,261,920	H24.4.1	H28.4.1～ ▲5%
30	日進市	12,216,838	20	731,000	22	731,000	12	16			45	328,950			3.25	3,444,838	H29.4.1	
31	田原市	12,189,885	22	731,400	20	690,000	28	6	6	41,400	20	138,000	25	172,500	3.25	3,413,085	H29.4.1	
32	愛西市	11,230,800	31	672,000	32	672,000	31	6			20	134,400	25	168,000	3.25	3,166,800	H29.4.1	
33	清須市	11,197,375	33	670,000	34	670,000	33	10			45	301,500			3.25	3,157,375	H27.4.1	
34	北名古屋	11,865,875	24	710,000	24	710,000	19	6			20	142,000	25	177,500	3.25	3,345,875	H27.4.1	
35	弥富市	11,230,800	31	672,000	32	672,000	31	6			20	134,400	25	168,000	3.25	3,166,800	H28.10.1	
36	みよし市	12,647,027	15	760,100	15	691,000	27	10	10	69,100	20	138,200	25	172,750	3.25	3,525,827	H20.4.1	
37	長久手市	10,612,930	36	652,000	36	652,000	36	10			45	293,400			2.95	2,788,930	H23.4.1	
	県内平均	12,344,619	-	740,980	-	714,686	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,452,862	-	

☆基本月額等の数値は、給与実態調査交換資料に基づいた数値です。

特別職報酬等一覧表

平成29年4月1日現在
(単位：円)

団体名	議 長								副 議 長							
	(年額ベース)		(月額ベース)		(期末手当)			適用年月日	(年額ベース)		(月額ベース)		(期末手当)			適用年月日
	年額【A*12+B】	順位	月額【A】	順位	役職加算 (%)	期末割合 (月数)	期末手当額【B】		年額【A*12+B】	順位	月額【A】	順位	役職加算 (%)	期末割合 (月数)	期末手当額【B】	
1 あま市	8,204,400	31	516,000	24	20	3.25	2,012,400	H28.4.1	7,170,900	28	451,000	25	20	3.25	1,758,900	H28.4.1
2 豊橋市	11,966,150	3	716,000	3	45	3.25	3,374,150	H27.4.1	10,879,837	3	651,000	3	45	3.25	3,067,837	H27.4.1
3 岡崎市	12,300,400	2	736,000	2	45	3.25	3,468,400	H28.4.1	11,163,950	2	668,000	2	45	3.25	3,147,950	H28.4.1
4 一宮市	10,679,287	5	639,000	5	45	3.25	3,011,287	H27.5.1	9,810,237	4	587,000	4	45	3.25	2,766,237	H27.5.1
5 瀬戸市	9,158,450	12	548,000	12	45	3.25	2,582,450	H24.4.1	8,022,000	19	480,000	19	45	3.25	2,262,000	H24.4.1
6 半田市	9,091,600	14	544,000	14	45	3.25	2,563,600	H29.4.1	8,255,975	14	494,000	14	45	3.25	2,327,975	H29.4.1
7 春日井市	10,696,000	4	640,000	4	45	3.25	3,016,000	H27.4.1	9,676,537	5	579,000	5	45	3.25	2,728,537	H27.4.1
8 豊川市	9,392,425	9	562,000	9	45	3.25	2,648,425	H22.4.1	8,556,800	9	512,000	9	45	3.25	2,412,800	H22.4.1
9 津島市	8,038,713	34	481,000	36	45	3.25	2,266,713	H28.4.1	7,370,213	27	441,000	30	45	3.25	2,078,213	H28.4.1
10 碧南市	9,074,887	15	543,000	15	45	3.25	2,558,887	H15.4.1	8,406,387	12	503,000	12	45	3.25	2,370,387	H15.4.1
11 刈谷市	9,860,375	7	590,000	7	45	3.25	2,780,375	H29.4.1	9,158,450	6	548,000	6	45	3.25	2,582,450	H29.4.1
12 豊田市	12,584,512	1	753,000	1	45	3.25	3,548,512	H21.12.1	11,481,487	1	687,000	1	45	3.25	3,237,487	H21.12.1
13 安城市	9,559,550	8	572,000	8	45	3.25	2,695,550	H27.4.1	8,840,913	8	529,000	8	45	3.25	2,492,913	H27.4.1
14 西尾市	9,208,587	11	551,000	11	45	3.25	2,596,587	H24.4.1	8,540,087	10	511,000	10	45	3.25	2,408,087	H24.4.1
15 蒲郡市	8,773,056	22	532,000	18	45	3.25	2,389,056	H22.4.1	8,122,068	16	489,000	15	45	3.25	2,254,068	H22.4.1
16 犬山市	8,807,487	19	527,000	20	45	3.25	2,483,487	H25.4.1	8,138,987	15	487,000	16	45	3.25	2,294,987	H25.4.1
17 常滑市	8,103,707	33	503,000	27	45	3.15	2,067,707	H28.4.1	7,120,952	30	442,000	29	45	3.15	1,816,952	H28.4.1
18 江南市	8,891,050	18	532,000	18	45	3.25	2,507,050	H24.4.1	8,105,562	17	485,000	17	45	3.25	2,285,562	H24.4.1
19 小牧市	9,960,650	6	596,000	6	45	3.25	2,808,650	H26.4.1	8,924,475	7	534,000	7	45	3.25	2,516,475	H26.4.1
20 稲沢市	9,258,725	10	554,000	10	45	3.25	2,610,725	H28.4.1	8,423,100	11	504,000	11	45	3.25	2,375,100	H28.4.1
21 新城市	8,172,412	32	489,000	34	45	3.25	2,304,412	H17.10.1	6,835,412	36	409,000	36	45	3.25	1,927,412	H17.10.1
22 東海市	9,141,737	13	547,000	13	45	3.25	2,577,737	H27.4.1	8,322,825	13	498,000	13	45	3.25	2,346,825	H27.4.1
23 大府市	8,974,612	16	537,000	16	45	3.25	2,530,612	H27.4.1	8,105,562	17	485,000	17	45	3.25	2,285,562	H27.4.1
24 知多市	8,807,487	19	527,000	20	45	3.25	2,483,487	H28.4.1	7,971,862	20	477,000	20	45	3.25	2,247,862	H28.4.1
25 知立市	8,289,400	29	496,000	32	45	3.25	2,337,400	H24.4.1	7,119,525	31	426,000	31	45	3.25	2,007,525	H24.4.1
26 尾張旭市	8,907,762	17	533,000	17	45	3.25	2,511,762	H29.4.1	7,737,887	23	463,000	23	45	3.25	2,181,887	H29.4.1
27 高浜市	7,324,875	37	450,000	37	45	2.95	1,924,875	H7.1.1	6,299,392	37	387,000	37	45	2.95	1,655,392	H7.1.1
28 岩倉市	8,556,800	25	512,000	26	45	3.25	2,412,800	H10.10.1	7,721,175	24	462,000	24	45	3.25	2,177,175	H10.10.1
29 豊明市	8,303,360	28	499,000	30	45	3.20	2,315,360	H24.4.1	7,404,800	26	445,000	28	45	3.20	2,064,800	H24.4.1
30 日進市	8,740,638	23	523,000	23	45	3.25	2,464,638	H29.4.1	7,754,600	22	464,000	22	45	3.25	2,186,600	H29.4.1
31 田原市	8,356,250	26	500,000	28	45	3.25	2,356,250	H29.4.1	7,019,250	34	420,000	35	45	3.25	1,979,250	H29.4.1
32 愛西市	7,950,000	36	500,000	28	20	3.25	1,950,000	H17.4.1	7,155,000	29	450,000	26	20	3.25	1,755,000	H17.4.1
33 清須市	8,606,938	24	515,000	25	45	3.25	2,426,938	H18.5.1	7,102,813	32	425,000	32	45	3.25	2,002,813	H18.5.1
34 北名古屋	8,774,062	21	525,000	22	45	3.25	2,474,062	H27.4.1	7,854,875	21	470,000	21	45	3.25	2,214,875	H27.4.1
35 弥富市	8,322,825	27	498,000	31	45	3.25	2,346,825	H28.10.1	7,453,775	25	446,000	27	45	3.25	2,101,775	H25.4.1
36 みよし市	8,289,400	29	496,000	32	45	3.25	2,337,400	H25.4.1	7,102,813	32	425,000	32	45	3.25	2,002,813	H27.4.1
37 長久手市	7,978,800	35	488,000	35	45	3.00	2,122,800	H24.4.1	6,916,050	35	423,000	34	45	3.00	1,840,050	H24.4.1
県内平均	9,111,010	—	547,838	—	—	—	2,536,956	—	8,163,420	—	490,730	—	—	—	2,274,663	—

☆基本月額等の数値は、給与実態調査交換資料に基づいた数値です。

特別職報酬等一覧表

平成29年4月1日現在
(単位：円)

団体名	議 員							適用年月日
	(年額ベース)		(月額ベース)		(期末手当)			
	年額【A*12+B】	順位	月額【A】	順位	役職加算 (%)	期末割合 (月数)	期末手当額【B】	
1 あま市	6,439,500	31	405,000	26	20	3.25	1,579,500	H28.4.1
2 豊橋市	9,776,812	3	585,000	3	45	3.25	2,756,812	H27.4.1
3 岡崎市	10,261,475	2	614,000	2	45	3.25	2,893,475	H28.4.1
4 一宮市	9,108,312	4	545,000	4	45	3.25	2,568,312	H27.5.1
5 瀬戸市	7,520,625	18	450,000	18	45	3.25	2,120,625	H24.4.1
6 半田市	7,671,038	14	459,000	14	45	3.25	2,163,038	H29.4.1
7 春日井市	8,891,050	5	532,000	5	45	3.25	2,507,050	H27.4.1
8 豊川市	8,005,287	9	479,000	9	45	3.25	2,257,287	H22.4.1
9 津島市	6,969,113	25	417,000	25	45	3.25	1,965,113	H28.4.1
10 碧南市	7,487,200	19	448,000	19	45	3.25	2,111,200	H15.4.1
11 刈谷市	8,138,987	7	487,000	7	45	3.25	2,294,987	H29.4.1
12 豊田市	10,645,862	1	637,000	1	45	3.25	3,001,862	H29.4.1
13 安城市	7,971,863	10	477,000	10	45	3.25	2,247,863	H27.4.1
14 西尾市	7,604,187	16	455,000	16	45	3.25	2,144,187	H24.4.1
15 蒲郡市	7,637,612	15	457,000	15	45	3.25	2,153,612	H22.4.1
16 犬山市	7,888,300	11	472,000	11	45	3.25	2,224,300	H25.4.1
17 常滑市	6,508,743	30	404,000	30	45	3.15	1,660,743	H28.4.1
18 江南市	7,687,750	13	460,000	13	45	3.25	2,167,750	H24.4.1
19 小牧市	8,423,100	6	504,000	6	45	3.25	2,375,100	H26.4.1
20 稲沢市	8,072,137	8	483,000	8	45	3.25	2,276,137	H28.4.1
21 新城市	6,217,050	35	372,000	35	45	3.25	1,753,050	H17.10.1
22 東海市	7,771,312	12	465,000	12	45	3.25	2,191,312	H27.4.1
23 大府市	7,537,337	17	451,000	17	45	3.25	2,125,337	H27.4.1
24 知多市	7,437,062	20	445,000	20	45	3.25	2,097,062	H28.4.1
25 知立市	6,768,562	27	405,000	26	45	3.25	1,908,562	H24.4.1
26 尾張旭市	7,102,812	24	425,000	24	45	3.25	2,002,812	H27.4.1
27 高浜市	5,876,177	37	361,000	37	45	2.95	1,544,177	H7.1.1
28 岩倉市	7,203,087	21	431,000	21	45	3.25	2,031,087	H10.10.1
29 豊明市	6,739,200	28	405,000	26	45	3.20	1,879,200	H24.4.1
30 日進市	7,186,375	23	430,000	23	45	3.25	2,026,375	H29.4.1
31 田原市	6,350,750	33	380,000	33	45	3.25	1,790,750	H29.4.1
32 愛西市	6,360,000	32	400,000	31	20	3.25	1,560,000	H17.4.1
33 清須市	6,768,563	26	405,000	26	45	3.25	1,908,563	H18.5.1
34 北名古屋市	7,203,087	21	431,000	21	45	3.25	2,031,087	H27.4.1
35 弥富市	6,651,575	29	398,000	32	45	3.25	1,875,575	H28.10.1
36 みよし市	6,267,188	34	375,000	34	45	3.25	1,767,188	H27.4.1
37 長久手市	5,918,700	36	362,000	36	45	3.00	1,574,700	H24.4.1
県内平均	7,515,346	—	451,649	—	—	—	2,095,562	—

☆基本月額等の数値は、給与実態調査交換資料に基づいた数値です。

団体名	議員定数(条例上)		政務活動費		ラスパイレス		人口(外国人含む)		議員一人当たり人口	
	H29.1.1現在 (人)	順位	支給年額 (円)	順位	指数 (H28.4.1)	順位	H29.4.1現在 (人)	順位	H29.4.1現在 (人)	順位(※)
	1 あま市	24	13	—	—	94.4	36	88,510	18	3,688
2 豊橋市	36	4	1,080,000	1	98.7	26	377,331	4	10,481	36
3 岡崎市	37	3	600,000	2	101.1	8	384,950	3	10,404	35
4 一宮市	38	2	600,000	2	101.0	9	386,105	2	10,161	34
5 瀬戸市	26	10	150,000	23	100.9	10	130,298	12	5,011	23
6 半田市	22	14	150,000	23	100.0	14	118,960	13	5,407	27
7 春日井市	32	5	360,000	5	101.3	7	311,344	5	9,730	33
8 豊川市	30	6	276,000	10	102.3	2	185,751	7	6,192	30
9 津島市	20	21	150,000	23	94.7	35	63,469	27	3,173	8
10 碧南市	22	14	198,000	15	99.0	21	72,068	23	3,276	11
11 刈谷市	28	8	225,000	13	100.0	14	150,135	10	5,362	26
12 豊田市	45	1	530,000	4	100.5	12	423,916	1	9,420	32
13 安城市	28	8	360,000	5	98.7	26	187,192	6	6,685	31
14 西尾市	30	6	180,000	17	99.5	19	171,546	8	5,718	28
15 蒲郡市	20	21	290,000	9	101.5	6	80,634	21	4,032	17
16 犬山市	20	21	150,000	23	101.7	3	74,509	22	3,725	15
17 常滑市	18	31	108,000	34	97.0	32	58,594	31	3,255	10
18 江南市	22	14	150,000	23	99.6	18	100,915	15	4,587	21
19 小牧市	25	12	300,000	8	100.9	10	153,335	9	6,133	29
20 稲沢市	26	10	240,000	11	98.3	29	137,692	11	5,296	25
21 新城市	18	31	150,000	23	99.0	21	47,773	34	2,654	1
22 東海市	22	14	216,000	14	101.7	3	114,170	14	5,190	24
23 大府市	19	30	180,000	17	96.9	33	91,384	16	4,810	22
24 知多市	20	21	198,000	15	99.1	20	85,847	18	4,292	19
25 知立市	20	21	180,000	17	100.5	12	71,383	24	3,569	14
26 尾張旭市	21	19	150,000	23	102.8	1	82,997	20	3,952	16
27 高浜市	16	35	180,000	17	97.2	31	47,661	35	2,979	3
28 岩倉市	15	37	180,000	17	101.7	3	48,000	33	3,200	9
29 豊明市	20	21	150,000	23	99.7	17	68,802	25	3,440	12
30 日進市	20	21	150,000	23	99.8	16	89,202	17	4,460	20
31 田原市	18	31	240,000	11	98.9	23	63,174	29	3,510	13
32 愛西市	20	21	—	—	92.5	37	63,199	28	3,160	7
33 清須市	22	14	180,000	17	95.6	34	67,974	26	3,090	5
34 北名古屋市	21	19	360,000	5	98.8	25	85,176	19	4,056	18
35 弥富市	16	35	—	—	98.9	23	44,333	36	2,771	2
36 みよし市	20	21	120,000	33	97.8	30	60,860	30	3,043	4
37 長久手市	18	31	150,000	23	98.7	26	56,627	32	3,146	6
県内平均	—	—	—	—	99.6	—	130,968	—	4,948	—

※順位は、議員一人当たり人口が一番少ない団体を1位として降順に順位付けています。

特別職報酬等一覧表（類似団体のみ）

資料 4

平成29年4月1日現在
(単位：円)

団体名	市 長														適用年月日	備 考
	(年額ベース)		(月額ベース)				国基準	(各種手当額等)								
	年額【A*12+B】	順位	月額【A】 (基本月額+手当)	順位	基本月額	順位	地域 (%)	地域 (%)	役職加算 (%)	役職加算手当額	管理職加算 (%)	期末割合 (月数)	期末手当額【B】			
1 あま市	16,428,830	6	987,920	6	932,000	7	6	6	20	186,400	25	3.25	4,573,790	H28.4.1		
2 津島市	15,141,525	10	906,000	11	906,000	11	6		20	181,200	25	3.25	4,269,525	H28.4.1		
3 碧南市	17,719,499	1	1,063,180	1	1,003,000	2	6	6	20	212,636	25	3.25	4,961,339	H28.4.29		
4 蒲郡市	15,492,487	8	927,000	9	927,000	8	-	-	20	185,400	25	3.25	4,368,487	H22.4.1		
5 犬山市	17,030,505	4	1,021,840	4	964,000	5	6	6	20	192,800	25	3.25	4,768,425	H25.4.1		
6 常滑市	14,808,684	11	946,000	8	946,000	6	3		20	189,200	25	3.15	3,456,684	H28.4.1	H29.4.1～H30.3.31 ▲20%	
7 大府市	17,330,862	3	1,037,000	3	1,037,000	1	6		20	207,400	25	3.25	4,886,862	H27.4.1		
8 知多市	17,661,912	2	1,061,500	2	965,000	4	10	10	20	193,000	25	3.25	4,923,912	H28.4.1		
9 知立市	14,003,404	13	837,900	13	837,900	13	10		20	167,580	25	3.25	3,948,604	H29.4.1	H29.4.1～H30.3.31▲10%	
10 豊明市	14,751,360	12	886,500	12	886,500	12	15		20	177,300	25	3.20	4,113,360	H24.4.1	H28.4.1～ ▲10%	
11 清須市	15,375,500	9	920,000	10	920,000	10	10		45	414,000		3.25	4,335,500	H17.7.7		
12 北名古屋市	16,328,112	7	977,000	7	977,000	3	6		20	195,400	25	3.25	4,604,112	H27.4.1		
13 みよし市	16,893,207	5	1,015,300	5	923,000	9	10	10	20	184,600	25	3.25	4,709,607	H24.4.1		
県内平均	16,074,299	-	968,242	-	940,338	-	-	-	-	-	-	-	4,455,401	-		

団体名	副 市 長														適用年月日	備 考
	(年額ベース)		(月額ベース)				国基準	(各種手当額等)								
	年額【A*12+B】	順位	月額【A】 (基本月額+手当)	順位	基本月額	順位	地域 (%)	地域 (%)	役職加算 (%)	管理職加算手当額	管理職加算 (%)	期末割合 (月数)	期末手当額【B】			
1 あま市	13,238,253	7	796,060	7	751,000	10	6	6	20	150,200	25	3.25	3,685,533	H28.4.1		
2 津島市	12,718,213	9	761,000	10	761,000	8	6		20	152,200	25	3.25	3,586,213	H28.4.1		
3 碧南市	14,521,862	1	871,320	1	822,000	2	6	6	20	174,264	25	3.25	4,066,022	H28.4.29		
4 蒲郡市	13,052,462	8	781,000	8	781,000	6	-	-	20	156,200	25	3.25	3,680,462	H22.4.1		
5 犬山市	14,133,200	4	848,000	4	800,000	3	6	6	20	160,000	25	3.25	3,957,200	H25.4.1		
6 常滑市	12,308,841	11	775,000	9	775,000	7	3		20	155,000	25	3.15	3,008,841	H28.4.1	H29.4.1～H30.3.31 ▲15%	
7 大府市	14,322,612	3	857,000	3	857,000	1	6		20	171,400	25	3.25	4,038,612	H27.4.1		
8 知多市	14,404,067	2	865,700	2	787,000	5	10	10	20	157,400	25	3.25	4,015,667	H28.4.1		
9 知立市	11,998,907	13	717,960	13	717,960	13	10		20	143,592	25	3.25	3,383,387	H29.4.1	H29.4.1～H30.3.31▲7%	
10 豊明市	12,040,704	12	723,600	12	723,600	12	15		20	144,720	25	3.20	3,357,504	H24.4.1	H28.4.1～ ▲10%	
11 清須市	12,534,375	10	750,000	11	750,000	11	10		45	337,500		3.25	3,534,375	H17.7.7		
12 北名古屋市	13,370,000	6	800,000	6	800,000	3	6		20	160,000	25	3.25	3,770,000	H27.4.1		
13 みよし市	13,928,202	5	837,100	5	761,000	8	10	10	20	152,200	25	3.25	3,883,002	H24.4.1		
県内平均	13,274,746	-	798,749	-	775,889	-	-	-	-	-	-	-	3,689,755	-		

☆基本月額等の数値は、給与実態調査交換資料に基づいた数値です。

特別職報酬等一覧表（類似団体のみ）

平成29年4月1日現在
（単位：円）

団体名	教 育 長																適用年月日	備 考
	（年額ベース）		（月額ベース）				国基準	（各種手当額等）										
	年額【A*12+B】	順位	月額【A】 <small>（基本月額+手当）</small>	順位	基本月額	順位	地域 （%）	地域 （%）	地域手当額	役職加算 （%）	役職加算手当額	管理職加算 （%）	管理職加算 手 当 額	期末割合 （月数）	期末手当額【B】			
1 あま市	11,651,778	8	700,660	8	661,000	13	6	6	39,660	20	132,200	25	165,250	3.25	3,243,858	H28.4.1		
2 津島市	11,364,500	10	680,000	11	680,000	10				20	136,000	25	170,000	3.25	3,204,500	H28.10.1		
3 碧南市	12,631,547	4	757,900	4	715,000	3	6	6	42,900	20	151,580	25	178,750	3.25	3,536,747	H28.4.29		
4 蒲郡市	11,648,612	9	697,000	9	697,000	7	-	-		20	139,400	25	174,250	3.25	3,284,612	H22.4.1		
5 犬山市	12,543,215	5	752,600	5	710,000	4	6	6	42,600	20	142,000	25	177,500	3.25	3,512,015	H25.4.1		
6 常滑市	11,164,750	12	693,000	10	693,000	8				20	138,600	25	173,250	3.15	2,848,750	H28.4.1	H29.4.1～H30.3.31 ▲20%	
7 大府市	12,868,625	2	770,000	2	770,000	1				20	154,000	25	192,500	3.25	3,628,625	H27.4.1		
8 知多市	13,251,010	1	796,400	1	724,000	2	10	10	72,400	20	144,800	25	181,000	3.25	3,694,210	H28.4.1		
9 知立市	11,097,936	13	664,050	13	664,050	12				20	132,810	25	166,013	3.25	3,129,336	H29.4.1	H29.4.1～H30.3.31 ▲10%	
10 豊明市	11,697,920	7	703,000	7	703,000	6				20	140,600	25	175,750	3.20	3,261,920	H24.4.1	H28.4.1～ ▲10%	
11 清須市	11,197,375	11	670,000	12	670,000	11				45	301,500			3.25	3,157,375	H17.7.7		
12 北名古屋	11,865,875	6	710,000	6	710,000	4				20	142,000	25	177,500	3.25	3,345,875	H27.4.1		
13 みよし市	12,647,027	3	760,100	3	691,000	9	10	10	69,100	20	138,200	25	172,750	3.25	3,525,827	H24.4.1		
県内平均	11,971,552	—	719,593	—	699,081	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,336,435	—		

☆基本月額等の数値は、給与実態調査交換資料に基づいた数値です。

特別職報酬等一覧表（類似団体のみ）

平成29年4月1日現在
（単位：円）

団体名	議 長									副 議 長										
	（年額ベース）			（月額ベース）						適用年月日	（年額ベース）			（月額ベース）						適用年月日
	年額【A*12+B】	順位	月額【A】	順位	役職加算（%）	役職加算手当額	期末割合（月数）	期末手当額【B】	年額【A*12+B】		順位	月額【A】	順位	役職加算（%）	役職加算手当額	期末割合（月数）	期末手当額【B】			
1 あま市	8,204,400	11	516,000	7	20	103,200	3.25	2,012,400	H28.4.1	7,170,900	9	451,000	7	20	90,200	3.25	1,758,900	H28.4.1		
2 津島市	8,038,713	13	481,000	13	45	216,450	3.25	2,266,713	H28.4.1	7,370,213	8	441,000	10	45	198,450	3.25	2,078,213	H28.4.1		
3 碧南市	9,074,887	1	543,000	1	45	244,350	3.25	2,558,887	H15.4.1	8,406,387	1	503,000	1	45	226,350	3.25	2,370,387	H15.4.1		
4 蒲郡市	8,773,056	6	532,000	3	45	239,400	3.25	2,389,056	H22.4.1	8,122,068	3	489,000	2	45	220,050	3.25	2,254,068	H22.4.1		
5 犬山市	8,807,487	3	527,000	4	45	237,150	3.25	2,483,487	H25.4.1	8,138,987	2	487,000	3	45	219,150	3.25	2,294,987	H25.4.1		
6 常滑市	8,103,707	12	503,000	9	45	226,350	3.15	2,067,707	H28.4.1	7,120,952	10	442,000	9	45	198,900	3.15	1,816,952	H28.4.1		
7 大府市	8,974,612	2	537,000	2	45	241,650	3.25	2,530,612	H27.4.1	8,105,562	4	485,000	4	45	218,250	3.25	2,285,562	H27.4.1		
8 知多市	8,807,487	3	527,000	4	45	237,150	3.25	2,483,487	H28.4.1	7,971,862	5	477,000	5	45	214,650	3.25	2,247,862	H28.4.1		
9 知立市	8,289,400	9	496,000	11	45	223,200	3.25	2,337,400	H24.4.1	7,119,525	11	426,000	11	45	191,700	3.25	2,007,525	H24.4.1		
10 豊明市	8,303,360	8	499,000	10	45	224,550	3.20	2,315,360	H24.4.1	7,404,800	7	445,000	8	45	200,250	3.20	2,064,800	H24.4.1		
11 清須市	8,606,938	7	515,000	8	45	231,750	3.25	2,426,938	H18.5.1	7,102,813	12	425,000	12	45	191,250	3.25	2,002,813	H18.5.1		
12 北名古屋市	8,774,062	5	525,000	6	45	236,250	3.25	2,474,062	H27.4.1	7,854,875	6	470,000	6	45	211,500	3.25	2,214,875	H27.4.1		
13 みよし市	8,289,400	9	496,000	11	45	223,200	3.25	2,337,400	H25.4.1	7,102,813	12	425,000	12	45	191,250	3.25	2,002,813	H27.4.1		
県内平均	8,542,116	—	515,154	—	—	—	—	2,360,270	—	7,614,751	—	458,923	—	—	—	—	2,107,674	—		

団体名	議 員									議員定数(条例上)		ラスパイレス		人口		議員一人当たり人口		市町村類型 H28.4.1現在	
	（年額ベース）			（月額ベース）						適用年月日	人 (H29.4.1)	順位	指数 (H28.4.1)	順位	(人)H29.4.1	順位	(人)		順位(※)
	年額【A*12+B】	順位	月額【A】	順位	役職加算（%）	役職加算手当額	期末割合（月数）	期末手当額【B】											
1 あま市	6,439,500	12	405,000	8	20	81,000	3.25	1,579,500	H28.4.1	24	1	94.4	13	88,510	2	3,688	6	Ⅱ-2	
2 津島市	6,969,113	7	417,000	7	45	187,650	3.25	1,965,113	H28.4.1	20	5	94.7	12	63,469	11	3,173	11	Ⅱ-2	
3 碧南市	7,487,200	4	448,000	4	45	201,600	3.25	2,111,200	H15.4.1	22	2	99.0	6	72,068	7	3,276	9	Ⅱ-2	
4 蒲郡市	7,637,612	2	457,000	2	45	205,650	3.25	2,153,612	H22.4.1	20	5	101.5	2	80,634	5	4,032	4	Ⅱ-2	
5 犬山市	7,888,300	1	472,000	1	45	212,400	3.25	2,224,300	H25.4.1	20	5	101.7	1	74,509	6	3,725	5	Ⅱ-2	
6 常滑市	6,508,743	11	404,000	12	45	181,800	3.15	1,660,743	H28.4.1	18	13	97.0	9	58,594	13	3,255	10	Ⅱ-2	
7 大府市	7,537,337	3	451,000	3	45	202,950	3.25	2,125,337	H27.4.1	19	12	96.9	10	91,384	1	4,810	1	Ⅱ-2	
8 知多市	7,437,062	5	445,000	5	45	200,250	3.25	2,097,062	H28.4.1	20	5	99.1	5	85,847	3	4,292	2	Ⅱ-2	
9 知立市	6,768,562	9	405,000	8	45	182,250	3.25	1,908,562	H24.4.1	20	5	100.5	3	71,383	8	3,569	7	Ⅱ-2	
10 豊明市	6,739,200	10	405,000	8	45	182,250	3.20	1,879,200	H24.4.1	20	5	99.7	4	68,802	9	3,440	8	Ⅱ-2	
11 清須市	6,768,563	8	405,000	8	45	182,250	3.25	1,908,563	H18.5.1	22	2	95.6	11	67,974	10	3,090	12	Ⅱ-2	
12 北名古屋市	7,203,087	6	431,000	6	45	193,950	3.25	2,031,087	H27.4.1	21	4	98.8	7	85,176	4	4,056	3	Ⅱ-2	
13 みよし市	6,267,188	13	375,000	13	45	168,750	3.25	1,767,188	H27.4.1	20	5	97.8	8	60,860	12	3,043	13	Ⅱ-2	
県内平均	7,050,113	—	424,615	—	—	—	—	1,954,728	—	—	—	98.2	—	74,555	—	3,650	—	—	

☆基本月額等の数値は、給与実態調査交換資料に基づいた数値です。

特別職報酬等比較表

資料5

平成29年4月1日現在
(単位：円)

団体名	市長										副市長										教育長									
	H27.4.1(A)	順位	H28.4.1(B)	順位	差(B-A)	H29.4.1(C)	順位	差(C-B)	参考指数	H29	H27.4.1(A)	順位	H28.4.1(B)	順位	差(B-A)	H29.4.1(C)	順位	差(C-B)	参考指数	H29	H27.4.1(A)	順位	H28.4.1(B)	順位	差(B-A)	H29.4.1(C)	順位	差(C-B)	参考指数	H29
1 あま市	926,000	24	932,000	23	6,000	932,000	25	0	100.0	6	747,000	33	751,000	32	4,000	751,000	32	0	80.6	6	657,000	33	661,000	34	4,000	661,000	35	0	70.9	6
2 豊橋市	1,091,000	3	1,091,000	3	0	1,091,000	3	0	100.0	3	915,000	3	915,000	3	0	915,000	3	0	83.9	3	710,000	17	710,000	18	0	710,000	19	0	65.1	3
3 岡崎市	1,110,000	2	1,110,000	2	0	1,116,000	2	6,000	100.0	9	932,000	2	932,000	2	0	937,000	2	5,000	84.0	9	732,000	10	738,000	10	6,000	742,000	9	4,000	66.5	9
4 一宮市	1,082,000	4	1,082,000	4	0	1,082,000	4	0	100.0	6	889,000	4	889,000	4	0	889,000	4	0	82.2	6	830,000	1	830,000	1	0	830,000	1	0	76.7	6
5 瀬戸市	988,000	16	988,000	16	0	988,000	17	0	100.0	6	811,000	16	811,000	16	0	811,000	17	0	82.1	6	721,000	14	721,000	14	0	721,000	15	0	73.0	6
6 半田市	996,000	13	1,013,000	11	17,000	1,056,000	9	43,000	100.0		820,000	12	834,000	11	14,000	869,000	9	35,000	82.3		727,000	12	739,000	8	12,000	770,000	4	31,000	72.9	
7 春日井市	1,062,000	8	1,062,000	8	0	1,062,000	8	0	100.0		887,000	5	887,000	5	0	887,000	5	0	83.5		773,000	3	773,000	3	0	773,000	3	0	72.8	
8 豊川市	1,069,000	7	1,069,000	7	0	1,069,000	7	0	100.0		874,000	8	874,000	8	0	874,000	8	0	81.8		753,000	6	768,000	5	15,000	768,000	6	0	71.8	
9 津島市	906,000	29	906,000	30	0	906,000	31	0	100.0		761,000	28	761,000	29	0	761,000	29	0	84.0		655,000	34	655,000	35	0	680,000	29	25,000	75.1	
10 碧南市	902,700	30	902,700	31	0	1,003,000	14	100,300	100.0	6	764,460	24	764,460	25	0	822,000	13	57,540	82.0	6	679,250	27	715,000	17	35,750	715,000	17	0	71.3	6
11 刈谷市	1,010,000	11	1,010,000	12	0	1,011,000	12	1,000	100.0	16	827,000	11	827,000	12	0	828,000	12	1,000	81.9	16	710,000	17	710,000	18	0	711,000	18	1,000	70.3	16
12 豊田市	1,129,000	1	1,129,000	1	0	1,129,000	1	0	100.0	16	951,000	1	951,000	1	0	951,000	1	0	84.2	16	763,000	5	763,000	6	0	763,000	7	0	67.6	16
13 安城市	1,034,000	10	1,034,000	10	0	1,034,000	11	0	100.0	12	846,000	10	846,000	10	0	846,000	11	0	81.8	12	744,000	7	744,000	7	0	744,000	8	0	72.0	12
14 西尾市	1,007,000	12	1,007,000	13	0	1,007,000	13	0	100.0	10	787,000	20	787,000	19	0	787,000	22	0	78.2	10	718,000	15	718,000	15	0	718,000	16	0	71.3	10
15 蒲郡市	927,000	22	927,000	24	0	927,000	28	0	100.0	-	781,000	22	781,000	22	0	781,000	24	0	84.3	-	697,000	21	697,000	23	0	697,000	24	0	75.2	-
16 犬山市	964,000	20	964,000	20	0	964,000	21	0	100.0	6	800,000	18	800,000	17	0	800,000	18	0	83.0	6	710,000	17	710,000	18	0	710,000	19	0	73.7	6
17 常滑市	762,300	36	946,000	22	183,700	946,000	24	0	100.0		626,500	37	775,000	23	148,500	775,000	25	0	81.9		617,100	36	693,000	24	75,900	693,000	26	0	73.3	
18 江南市	961,000	21	961,000	21	0	961,000	22	0	100.0		816,000	13	816,000	14	0	816,000	15	0	84.9		727,000	12	727,000	12	0	727,000	13	0	75.7	
19 小牧市	1,075,000	5	1,075,000	5	0	1,075,000	5	0	100.0	6	883,000	6	883,000	6	0	883,000	6	0	82.1	6	739,000	9	739,000	8	0	739,000	10	0	68.7	6
20 稲沢市	989,000	14	993,000	14	4,000	993,000	15	0	100.0		815,000	15	818,000	13	3,000	818,000	14	0	82.4		730,000	11	733,000	11	3,000	733,000	11	0	73.8	
21 新城市	833,000	35	833,000	36	0	833,000	36	0	100.0	-	775,000	23	775,000	23	0	775,000	25	0	93.0	-	680,000	25	680,000	27	0	680,000	29	0	81.6	-
22 東海市	1,070,000	6	1,070,000	6	0	1,070,000	6	0	100.0		879,000	7	879,000	7	0	879,000	7	0	82.1		795,000	2	830,000	1	35,000	830,000	1	0	77.6	
23 大府市	1,037,000	9	1,037,000	9	0	1,037,000	10	0	100.0		857,000	9	857,000	9	0	857,000	10	0	82.6		770,000	4	770,000	4	0	770,000	4	0	74.3	
24 知多市	900,000	31	965,000	19	65,000	965,000	20	0	100.0	10	754,000	31	787,000	19	33,000	787,000	22	0	81.6	10	697,000	21	724,000	13	27,000	724,000	14	0	75.0	10
25 知立市	837,900	33	837,900	34	0	837,900	34	0	100.0		717,960	34	717,960	35	0	717,960	35	0	85.7		664,050	32	664,050	33	0	664,050	34	0	79.3	
26 尾張旭市	982,000	18	982,000	17	0	983,000	18	1,000	100.0	6	787,000	20	787,000	19	0	788,000	21	1,000	80.2	6	673,000	28	673,000	29	0	707,000	22	34,000	71.9	6
27 高浜市	720,800	37	720,800	37	0	720,800	37	0	100.0		674,100	36	674,100	37	0	674,100	37	0	93.5		577,800	37	642,000	37	64,200	577,800	37	-64,200	80.2	
28 岩倉市	989,000	14	989,000	15	0	959,330	23	-29,670	100.0		816,000	13	816,000	14	0	791,520	20	-24,480	82.5		716,000	16	716,000	16	0	694,520	25	-21,480	72.4	
29 豊明市	985,000	17	886,500	32	-98,500	886,500	32	0	100.0		804,000	17	723,600	34	-80,400	723,600	34	0	81.6		740,000	8	703,000	22	-37,000	703,000	23	0	79.3	
30 日進市	927,000	22	927,000	24	0	992,000	16	65,000	100.0		762,000	27	762,000	28	0	815,000	16	53,000	82.2		684,000	24	684,000	26	0	731,000	12	47,000	73.7	
31 田原市	837,000	34	837,000	35	0	837,000	35	0	100.0	6	760,000	30	760,000	31	0	760,000	31	0	90.8	6	680,000	25	680,000	27	0	690,000	28	10,000	82.4	6
32 愛西市	924,000	25	924,000	26	0	931,000	26	7,000	100.0		764,000	25	764,000	26	0	770,000	27	6,000	82.7		667,000	30	667,000	31	0	672,000	31	5,000	72.2	
33 清須市	920,000	28	920,000	29	0	920,000	30	0	100.0		750,000	32	750,000	33	0	750,000	33	0	81.5		670,000	29	670,000	30	0	670,000	33	0	72.8	
34 北名古屋	977,000	19	977,000	18	0	977,000	19	0	100.0		800,000	18	800,000	17	0	800,000	18	0	81.9		710,000	17	710,000	18	0	710,000	19	0	72.7	
35 弥富市	923,000	26	923,000	27	0	931,000	26	8,000	100.0		763,000	26	763,000	27	0	770,000	27	7,000	82.7		666,000	31	666,000	32	0	672,000	31	6,000	72.2	
36 みよし市	923,000	26	923,000	27	0	923,000	29	0	100.0	10	761,000	28	761,000	29	0	761,000	29	0	82.4	10	691,000	23	691,000	25	0	691,000	27	0	74.9	10
37 長久手市	880,000	32	880,000	33	0	880,000	33	0	100.0		717,000	35	717,000	36	0	717,000	36	0	81.5		652,000	35	652,000	36	0	652,000	36	0	74.1	
県内平均	963,695	-	968,484	-	-	973,933	-	-	100.0	-	802,001	-	805,301	-	-	809,113	-	-	83.2	-	706,086	-	712,596	-	-	714,686	-	-	73.6	-

※参考指数は、市長の報酬額(H29.4.1現在)を100とした場合における各特別職のH29.4.1現在の報酬額を指数として示している。

特別職報酬等比較表

平成29年4月1日現在
(単位：円)

団体名	議長									副議長									議員								
	H27.4.1(A)	順位	H28.4.1(B)	順位	差(B-A)	H29.4.1(C)	順位	差(C-B)	参考指数	H27.4.1(A)	順位	H28.4.1(B)	順位	差(B-A)	H29.4.1(C)	順位	差(C-B)	参考指数	H27.4.1(A)	順位	H28.4.1(B)	順位	差(B-A)	H29.4.1(C)	順位	差(C-B)	参考指数
1 あま市	513,000	25	516,000	24	3,000	516,000	24	0	55.4	448,000	25	451,000	24	3,000	451,000	25	0	48.4	403,000	29	405,000	26	2,000	405,000	26	0	43.5
2 豊橋市	716,000	2	716,000	2	0	716,000	3	0	65.6	651,000	2	651,000	2	0	651,000	3	0	59.7	585,000	3	585,000	3	0	585,000	3	0	53.6
3 岡崎市	712,000	3	712,000	3	0	736,000	2	24,000	65.9	644,000	3	644,000	3	0	668,000	2	24,000	59.9	590,000	2	590,000	2	0	614,000	2	24,000	55.0
4 一宮市	639,000	5	639,000	5	0	639,000	5	0	59.1	587,000	4	587,000	4	0	587,000	4	0	54.3	545,000	4	545,000	4	0	545,000	4	0	50.4
5 瀬戸市	548,000	12	548,000	12	0	548,000	12	0	55.5	480,000	19	480,000	19	0	480,000	19	0	48.6	450,000	17	450,000	17	0	450,000	18	0	45.5
6 半田市	534,000	16	534,000	16	0	544,000	14	10,000	51.5	485,000	16	485,000	16	0	494,000	14	9,000	46.8	450,000	17	450,000	17	0	459,000	14	9,000	43.5
7 春日井市	640,000	4	640,000	4	0	640,000	4	0	60.3	579,000	5	579,000	5	0	579,000	5	0	54.5	532,000	5	532,000	5	0	532,000	5	0	50.1
8 豊川市	562,000	9	562,000	9	0	562,000	9	0	52.6	512,000	9	512,000	9	0	512,000	9	0	47.9	479,000	8	479,000	9	0	479,000	9	0	44.8
9 津島市	481,000	35	481,000	36	0	481,000	36	0	53.1	441,000	28	441,000	29	0	441,000	30	0	48.7	417,000	24	417,000	24	0	417,000	25	0	46.0
10 碧南市	543,000	14	543,000	14	0	543,000	15	0	54.1	503,000	11	503,000	12	0	503,000	12	0	50.1	448,000	19	448,000	19	0	448,000	19	0	44.7
11 刈谷市	572,000	7	583,000	7	11,000	590,000	7	7,000	58.4	531,000	7	542,000	6	11,000	548,000	6	6,000	54.2	472,000	10	481,000	8	9,000	487,000	7	6,000	48.2
12 豊田市	753,000	1	753,000	1	0	753,000	1	0	66.7	687,000	1	687,000	1	0	687,000	1	0	60.9	629,000	1	629,000	1	0	637,000	1	8,000	56.4
13 安城市	572,000	7	572,000	8	0	572,000	8	0	55.3	529,000	8	529,000	8	0	529,000	8	0	51.2	477,000	9	477,000	10	0	477,000	10	0	46.1
14 西尾市	551,000	11	551,000	11	0	551,000	11	0	54.7	511,000	10	511,000	10	0	511,000	10	0	50.7	455,000	15	455,000	15	0	455,000	16	0	45.2
15 蒲郡市	532,000	17	532,000	17	0	532,000	18	0	57.4	489,000	14	489,000	14	0	489,000	15	0	52.8	457,000	14	457,000	14	0	457,000	15	0	49.3
16 犬山市	527,000	20	527,000	20	0	527,000	20	0	54.7	487,000	15	487,000	15	0	487,000	16	0	50.5	472,000	10	472,000	11	0	472,000	11	0	49.0
17 常滑市	472,000	36	503,000	27	31,000	503,000	27	0	53.2	423,000	33	442,000	28	19,000	442,000	29	0	46.7	397,000	31	404,000	30	7,000	404,000	30	0	42.7
18 江南市	532,000	17	532,000	17	0	532,000	18	0	55.4	485,000	16	485,000	16	0	485,000	17	0	50.5	460,000	13	460,000	13	0	460,000	13	0	47.9
19 小牧市	596,000	6	596,000	6	0	596,000	6	0	55.4	534,000	6	534,000	7	0	534,000	7	0	49.7	504,000	6	504,000	6	0	504,000	6	0	46.9
20 稲沢市	552,000	10	554,000	10	2,000	554,000	10	0	55.8	502,000	12	504,000	11	2,000	504,000	11	0	50.8	481,000	7	483,000	7	2,000	483,000	8	0	48.6
21 新城市	489,000	33	489,000	34	0	489,000	34	0	58.7	409,000	35	409,000	35	0	409,000	36	0	49.1	372,000	34	372,000	34	0	372,000	35	0	44.7
22 東海市	547,000	13	547,000	13	0	547,000	13	0	51.1	498,000	13	498,000	13	0	498,000	13	0	46.5	465,000	12	465,000	12	0	465,000	12	0	43.5
23 大府市	537,000	15	537,000	15	0	537,000	16	0	51.8	485,000	16	485,000	16	0	485,000	17	0	46.8	451,000	16	451,000	16	0	451,000	17	0	43.5
24 知多市	525,000	21	527,000	20	2,000	527,000	20	0	54.6	475,000	20	477,000	20	2,000	477,000	20	0	49.4	443,000	20	445,000	20	2,000	445,000	20	0	46.1
25 知立市	496,000	29	496,000	30	0	496,000	32	0	59.2	426,000	30	426,000	31	0	426,000	31	0	50.8	405,000	26	405,000	26	0	405,000	26	0	48.3
26 尾張旭市	532,000	17	532,000	17	0	533,000	17	1,000	54.2	463,000	22	463,000	22	0	463,000	23	0	47.1	425,000	23	425,000	23	0	425,000	24	0	43.2
27 高浜市	450,000	37	450,000	37	0	450,000	37	0	62.4	387,000	37	387,000	37	0	387,000	37	0	53.7	361,000	36	361,000	36	0	361,000	37	0	50.1
28 岩倉市	512,000	26	512,000	26	0	512,000	26	0	53.4	462,000	23	462,000	23	0	462,000	24	0	48.2	431,000	21	431,000	21	0	431,000	21	0	44.9
29 豊明市	499,000	28	499,000	29	0	499,000	30	0	56.3	445,000	27	445,000	27	0	445,000	28	0	50.2	405,000	26	405,000	26	0	405,000	26	0	45.7
30 日進市	522,000	23	522,000	23	0	523,000	23	1,000	52.7	438,000	29	438,000	30	0	464,000	22	26,000	46.8	416,000	25	416,000	25	0	430,000	23	14,000	43.3
31 田原市	490,000	32	490,000	33	0	500,000	28	10,000	59.7	400,000	36	400,000	36	0	420,000	35	20,000	50.2	360,000	37	360,000	37	0	380,000	33	20,000	45.4
32 愛西市	500,000	27	500,000	28	0	500,000	28	0	53.7	450,000	24	450,000	25	0	450,000	26	0	48.3	400,000	30	400,000	31	0	400,000	31	0	43.0
33 清須市	515,000	24	515,000	25	0	515,000	25	0	56.0	425,000	31	425,000	32	0	425,000	32	0	46.2	405,000	26	405,000	26	0	405,000	26	0	44.0
34 北名古屋	525,000	21	525,000	22	0	525,000	22	0	53.7	470,000	21	470,000	21	0	470,000	21	0	48.1	431,000	21	431,000	21	0	431,000	21	0	44.1
35 弥富市	496,000	29	496,000	30	0	498,000	31	2,000	53.5	446,000	26	446,000	26	0	446,000	27	0	47.9	397,000	31	397,000	32	0	398,000	32	1,000	42.7
36 みよし市	496,000	29	496,000	30	0	496,000	32	0	53.7	425,000	31	425,000	32	0	425,000	32	0	46.0	375,000	33	375,000	33	0	375,000	34	0	40.6
37 長久手市	488,000	34	488,000	35	0	488,000	35	0	55.5	423,000	33	423,000	34	0	423,000	34	0	48.1	362,000	35	362,000	35	0	362,000	36	0	41.1
県内平均	545,027	-	546,351	-	-	547,838	-	-	56.2	487,432	-	488,432	-	-	490,730	-	-	50.3	448,838	-	449,432	-	-	451,649	-	-	46.3